地方独立行政法人大阪市民病院機構　年度評価実施要領

大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会
平成 27 年8月4日決定

1. 趣旨

〇地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」という。）に係る各年度の業務実績の評価（年度評価）は、「地方独立行政法人大阪市民病院機構　業務実績評価の基本方針（平成 27 年8月4日施行）を踏まえ、以下に示す基本方針及び評価方法等に基づき実施する。

2. 評価の基本方針

〇評価は、年度計画及び中期計画の進捗状況等を評価し、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上や病院改革の推進に資することを目的とする。

〇市民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等を分かりやすく示すこととする。

〇評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

3. 評価の方法

〇年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

〇「項目別評価」では、当該年度の年度計画に掲げる「第１及び第２」の事項において、年度計画の記載事項ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに、評価委員会が評価を行う。

〇「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の全体的な進捗状況について総合的に評価する。

4. 項目別評価の具体的方法

〇項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)評価委員会による小項目評価、(3)評価委員会による大項目評価、の手順で行う。

(1)法人による自己評価

〇法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、Ⅰ～Ⅴの5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

〇業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。

〇自己評価の区分は次のとおりとする。

Ⅴ･･･年度計画を大幅に上回って実施している（特に認める場合）
Ⅳ･･･年度計画を上回って実施している
Ⅲ･･･年度計画を順調に実施している
Ⅱ･･･年度計画を十分に実施できていない
Ⅰ･･･年度計画を大幅に下回っている

〇業務実績報告書には、特記事項として、業務運営の改善や効率化等の特色ある取組、様々な工夫、今後の課題などを自由に記載する。

(2)評価委員会による小項目評価

〇評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、Ⅰ～Ⅴの5段階による評価を行う。

〇評価の区分は、法人の自己評価の区分と同じとする。

〇評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(3)評価委員会による大項目評価

〇評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階による評価を行う。

〇評価の区分は次のとおりとする。

S･･･「特筆すべき進捗状況」(特に認める場合)

A･･･「計画どおり」(すべての項目がⅢ～Ⅴ)

B･･･「おおむね計画どおり」(Ⅲ～Ⅴの割合が9割以上)

C･･･「やや遅れている」(Ⅲ～Ⅴの割合が9割未満)

D･･･「重大な改善事項あり」(特に認める場合)

5. 全体評価の具体的方法

〇評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。

〇全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取組(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善、病院運営の透明性の向上、病院間の連携など)を積極的に評価することとする。

6. 年度評価の具体的な進め方とスケジュール

〇法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。【6月末まで】

〇評価委員会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行う。【7～8月】

〇評価委員会における審議を通じて評価(案)をとりまとめる。

〇評価(案)について法人に意見申立て機会を付与する。

〇評価委員会において評価を決定した後、市長に報告する。【9月】